

令和元年度京都府地震被災建築物応急危険度判定士講習会の開催について

1 目的

京都府地震被災建築物応急危険度判定士登録制度要綱の規定により、大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保することを目的とする地震被災建築物応急危険度判定の判定士を養成するため、建築士等の建築技術者を対象とした被災建築物応急危険度判定技術等の講習会を開催する。

2 主催等

主催：京都府 協力：一般社団法人京都府建築士会

3 開催日時及び会場等

会場	開催日時	定員	申込締切
<専>YIC 京都工科自動車大学校 (3号館 8階 384教室)	令和2年3月11日(水) 13:30~16:30	140名	2月27日(木)

※定員を超え、受講できない方には主催者から受講できないことを連絡します。

※開始時間の30分前から受付開始。

4 対象者

- ①登録証更新対象者（既登録の判定士で、登録証の有効期限が令和2年3月末の方）
※登録証の更新は、受講いただかなくても可能ですが、定期的な受講をお願いします。
- ②新規登録対象者（建築士、建築基準適合判定資格者、特定建築物調査員等）
※令和2年4月1日時点の住所又は勤務先が、京都府内の方に限る。
- ③受講のみの方（①、②以外の地方公共団体職員）

5 受講料等

- 無料（ただし、講習会で使用するテキストは各自で御準備ください。なお、テキストは当日会場でも購入（税込2,100円）できます。）
- テキスト：『被災建築物応急危険度判定マニュアル』（1998年から内容の改訂なし）
発行（一財）日本建築防災協会、全国被災建築物応急危険度判定協議会

6 講習内容

講習内容	時間	講師
被災建築物応急危険度判定制度について	13:30~14:00	京都府建築指導課職員
被災建築物応急危険度判定基準について	14:00~16:10	
修了証交付等	16:10~	

7 受講申込

申込書：下記ホームページからダウンロード又は京都府、府内市町村、（一社）京都府建築士会、（一社）京都府建築士事務所協会の窓口等で配布

ホームページ：<http://www.pref.kyoto.jp/kenchiku/news/hanteishikoushukai.html>

[京都府地震被災建築物応急危険度判定士講習会](#) [検索](#)

申込方法：「申込先」へ受講申込書等を郵送又は持参

申込先・問合せ先

京都府建築指導課 「応急危険度判定士講習会担当」あて
〒602-8570（個別郵便番号） 京都市上京区下立売通新町西入 ※2号館5階
TEL:075-414-5346 FAX:075-451-1991 E-mail:kenchiku@pref.kyoto.lg.jp

建築士のみなさん、あなたの知識や技術力が 地震被災地の方々の「安心安全」に一役！

■過去の地震における被災建築物応急危険度判定

大阪府北部地震(H30)
判定建物 9,358棟
参加判定士延べ 1,027人

熊本地震(H28)
判定建物 57,570棟
参加判定士延べ 6,819人

■被災建築物応急危険度判定とは



被災建築物応急危険度判定とは…

地震により被災した建物が、その後発生する余震等で倒壊したり物が落下して、人命に危険をおよぼす恐れがあります。そのため、被災後すぐに、地方公共団体により、応急危険度判定士が被災建物の調査を行い、その建物が使用できるか否かを応急的に判定することをいいます。この調査は無料です。また罹災証明のための被害調査ではありません。



(赤紙)この建物は
立ち入ることは危険です



(黄紙)この建物は
立ち入る場合は
十分注意して



(緑紙)この建物は
使用可能です

応急危険度判定士とは…

応急危険度判定士は、都道府県知事が認めた建築技術者で、ヘルメットシール、腕章等で明示され、身分を証明する判定士登録証等を常時携帯しています。

調査結果の表示は…

応急危険度判定による調査結果は、「危険」・「要注意」・「調査済」の三種類のステッカーで、建物の出入口等の見やすい場所に表示します。
判定結果に対する問い合わせ先は、判定ステッカーに記入されています。

■被災建築物応急危険度判定士講習会会場



〈専〉YIC京都工科大学

〒600-8236 京都府京都市下京区西油小路町27番地
電話: 075-371-4040